

平成 28 年 5 月 26 日

経営事項審査結果の有効期間にご注意ください。

建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定により、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるもの（以下、「公共工事」という。）を直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければなりません。

また、建設業法施行規則（昭和 24 年 7 月 28 日建設省令第 14 号）第 18 条の 2 の規定により、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、発注者と請負契約を締結する日の 1 年 7 月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければなりません。

本市の公共工事を受注しようとする建設業者の皆さまにおかれましては、経営事項審査結果の有効期間にご注意いただき、経営事項審査の受け忘れなどにより、経営事項審査結果の有効期間が過ぎてしまうことがないようにしてください。

なお、上下水道局契約監理課で行う工事請負の一般競争入札では、平成 28 年 6 月 1 日以降に公告する案件について、競争入札参加資格の確認時に合わせて、経営事項審査結果が有効期間内であるかを確認するための資料を提出していただくことになりましたので、よろしくお願い致します。

名古屋市上下水道局総務部契約監理課工事契約係 052-972-3725
技術審査係 052-972-3752